(安倍政権下の憲法の危機―集団的自衛権論を中心に)

集団的自衛権と憲法解釈の変更

浦田一郎氏(明治大学法学部教授 憲法学)

はじめに

現在、政府の憲法解釈では集団的自衛権は行使できないことになっています。それを 行使できるようにしようという動きが、1990年代以降に強く出てくるようになってき ました。安倍政権下の憲法問題で一番中心になるのが、集団的自衛権を行使できるよう にしようという動きでしょう。

- 一 集団的自衛権行使解禁の政治的背景
- 1 集団的自衛権行使の解禁論

それでは集団的自衛権とは何かと言うことですが、個別的自衛権に対して集団的自衛 権があります。個別的自衛権は自国が武力攻撃を受けた場合の反撃の権利です。それに 対して集団的自衛権は、自国は武力攻撃を受けていないけれども、連帯関係にある国が 武力攻撃を受けた時に反撃する権利のことです。集団的自衛権の特徴は、自国が武力攻 撃を受けていなくても、武力反撃するところにあります。なぜ集団的自衛権を行使でき るようにしようとしているのか、根本的にはアメリカの要求があると思います。アメリ カの行う戦争に日本の自衛隊も前線に出て、一緒に戦うべきだということです。特にア メリカは財政的に苦しくなってきていますから、日本が同盟国であればもっと頑張れと いうことになります。この他日本側では、財界のなかに現在のようなグローバル経済の もとで経済秩序を支持するために、日本も武力でもって貢献しなければならないと主張 する動きがある。さらに日本も海外で一定の場合には武力行使ができることが、日本の 外交力、発言力を高める上で必要だ。こういう政治的要求もあるだろうと思います。その ために憲法を改正していこうという話ですが、それについては明文改憲と解釈改憲があ る。明文改憲は憲法96条の改正手続きに従って憲法を変えることです。それに対して 解釈改憲は正式の改憲手続きを経ずに憲法の条文をそのままにして、条文の解釈を変え ることによって実質的に憲法を改正したのと同じようにしてしまうことです。この解釈 改憲というのは事実上こういうことが行われてきたということであって、それは憲法違 反であり、脱法行為であって、やってはいけないことです。あたかも解釈改憲というやり 方が正式にあるように誤解されている面があります。7月の参議院選挙以降は解釈改憲 でやりましょうと言っています。その中で政府の憲法解釈は簡単に言えば個別的自衛権 は憲法上可能だけれども集団的自衛権は憲法上行使できないと言ってきたものですか ら、その解釈を変えれば集団的自衛権が行使できるようになるのではないか、こういう ふうに考えてきています。

国連憲章では51条で個別的自衛権も集団的自衛権も認められています。法的な議論

では個別的自衛権がベース、その発展として集団的自衛権を考えるというふうになって います。しかし実際のことを考えるとどうなっているかと言うと、武力行使というのは より強い国の方からより弱い国の方に対してやる。逆により弱い国の方からより強い国 の方にやっても負けるに決まっているから、普通はしないわけです。そしてより強い国 からより弱い国に対して武力攻撃が行われると、より弱い国が反撃する個別的自衛権は 認められますが、実際にやれるかというと負けるに決まっているわけですからやれない。 だから個別的自衛権といわれるが実際にはあまり行使できない。これに対して集団的自 衛権は集団的自衛をする仲間を作ります。だから軍事同盟になりやすい。そうするとそ のメンバーの中の弱い国がより強い国から侵略を受けることになると、その国では反撃 できないけれども、集団的自衛権体制を取っている仲間のより強い国が一緒に闘ってく れると反撃できる。集団的自衛権体制を取ることによって、初めて武力行使というのが 実際に起こる。実際上は集団的自衛権を更に拡大して乱用するということも良くある。 それで実際のことでいえば、集団的自衛権体制のメンバーの弱い国がどこか外国から攻 められたとか、あるいは自国の国民みたいな顔をしているけれども外国の政治勢力と結 びついている人間がいるというような話をする。やられてかわいそうだからと言って、 より強い国が助けに行くと言う。しかし、そうすることによって集団的自衛権体制の中 のより強い国がより弱い国を武力で支配する手段として集団的自衛権が使われる。ベト ナム戦争の時、ベトナム(ベトコンおよび旧北ベトナム)はアメリカから攻撃された。 それからアフガニスタンはソ連から攻撃された。仲間のはずの国からやられてしまうと いうことが、実際は多い。これが集団的自衛権の問題の典型的な例です。ですから集団的 自衛権というのは助け合いなのだと説明しますけれども、それは抽象的、平等な国同士 の関係であればそういうことになるでしょう。しかし実際は大国と小国がいるわけです から、今言ったような形になってしまいます。集団的自衛権に関する政府の解釈では、国 際法上、日本は集団的自衛権を持っている、でも日本は憲法上行使できないと説明して います。持っているのに使えないのは変だ、こういう批判がだされています。それについ ての議論の本質は、集団的自衛権を含めた自衛権は権利か義務かという問題です。もし 国際法上の義務だとすると、それぞれの国の憲法なりなんなりという国内的措置でやら ないとこれはいけないわけです。でも権利であれば自分の国は行使しませんということ でも別にかまわない。そして自衛権というのは集団的自衛権を含めて、権利であって義 務ではないのです。日本では憲法の解釈として集団的自衛権は行使できないと考えたと しても、国際法と国内法の間で法的な議論の組み立てとしておかしくないということで あります。

2 近時の集団的自衛権行使の解禁論

ここで中心になっているのが、安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」、略して「安保法制懇」です。これは第一次安倍内閣の時にもあった。 安倍首相が内閣を作って、また第2次が始まったわけです。そこで議論していることは

集団的自衛論を全面的に解禁するか、部分的に解禁するかが一つの論点になっています。 それで全部解禁する方は分かりやすいと思いますが、集団的自衛権を一部だけ解禁しよ う、こういう議論が出ています。皆さんは新聞に「地球の裏側まで行く」のかという話が 出ているのを見たことがあると思います。そういう批判が出てきていることを受けなが ら、必要最小限度の集団的自衛権だけ認められると考えようとしています。必要最小限 度の集団的自衛権についてもう少し言うと、個別的自衛権に近いような集団的自衛権だ け認めよう、そしてそれを更にもう少し具体的に言うと周辺事態法がすでに作られてい ますが、そこで言っている周辺事態において集団的自衛権が行使できるようにしようと いう議論です。周辺事態というのは、日本の周辺で危険なことになりそうだという事態 ですね。だから日本がまだ武力攻撃を受けたというわけではないのだけれども、それに 近いようなことが日本の周辺で起こっている場合ということです。現在の政府解釈を前 提にすれば、集団的自衛権は行使できないということから、周辺事態で活動しているア メリカに対して、日本は後方支援をするだけでした。前線での戦闘はできない。こういう ことにしてきたわけですが、周辺事態で後方支援だけでなくて前線で闘えるようにしよ うというのが必要最小限度の集団的自衛権論です。これは宮沢さん、小泉さんとか歴代 の首相などが発言して、わりと歴史のある議論です。そこで次に、集団的自衛権を行使で きるようにすることを憲法で行うのか、法律や政策として行うのか問題になります。今 のところの基本的な議論の仕方は 憲法上全面的に集団的自衛権は行使できると解釈し よう。しかし、それだと地球の裏側まで行くのかと反発がでるので、法律や政策によって 当面日本の周辺で必要最小限度の集団的自衛権しか行使しない。憲法と法律によって役 割分担するような形で、議論が基本的に行われてきました。

二 憲法解釈の変更論

1 多様で大規模な変更論

どういうふうに変更するかという当初の予定では11月中にも安保法制懇が何らかの意味で集団的自衛権は憲法上行使できるという報告を出す。それを受けて12月中に閣議決定でそのことを確認し、国会で安倍首相や小松内閣法制局長官がそういう答弁を行う。そして国家安全保障基本法案が自民党から出されていますが、その法律の中で当面必要最小限度の集団的自衛権しか行使しない。こういうことを決めていこうと考えています。それと並行して現在開かれている臨時国会の中で国家安全保障会議を設置しようという法案が審議される。これは防衛とか外交に関することを迅速に決めようということです。それから特定秘密保護法案では、外交や防衛に関する重要な秘密については「漏えい」、「不当な取得」として重い刑罰が科せられる。そういうことについて審議が行われている。そして12月に防衛計画の大綱が新しく作られる。防衛計画の大綱は5年から10年という中期の防衛計画の大枠を定める。民主党政権下で2011年に作られていますが、それを変えたいわけです。その中に集団的自衛権が憲法上行使できることを盛り込みたいと考えています。このようなことをどうアメリカとの間で決着つけるのか、

日米の協力関係をどうするかということについては、ガイドラインという形で、対処し たいと考えています。しかし、このところ日程が遅れていまして安保法制懇の報告は 12 月ぐらいに出すか、来年の4月以降に延ばすか、こんな話も出てきています。防衛計画の 大綱だけはこの12月に出す。新・新ガイドラインも来年の年末まで先のばしになって いる。なぜ先延ばしかと言うと、ひとつはアメリカ側で、今日本が集団的自衛権を行使で きるようにすることについてアメリカはあまり積極的ではありません。アメリカは、日 本も集団的自衛権を行使してアメリカの戦争に協力してほしいと根本的には考えてい ます。しかしイラクとかアフガニスタンでアメリカは失敗したという思いがあるもので すから、直接介入とか、戦争をやることに慎重になっていることが指摘されている。もう ひとつは、アメリカはアジア、太平洋を重視する。その中でも中国を重視する方針がはっ きりしてきました。アメリカとしては国債のもっとも多くを中国が買っていることもあ り、パートナー関係を持たざるを得ない。尖閣をめぐって日中間で緊張が高まっている。 このような時に集団的自衛権を行使できるというふうにすると中国を刺激し、米中関係 が不安定になる。少なくとも今は止めてくれというのが、アメリカの動きのようです。も うひとつは、与党の公明党は集団的自衛権を行使できるようにすることに慎重論です。 そうすると少なくとも来年度予算の審議が終った来年の春以降でなければ、この議論を 本格的に動かすことができない。ありとあらゆる手を使って憲法解釈を変更しようとし ているわけですが、いろいろな条件の中でこれがそう簡単ではないと、今判断されてい ます。

2 変更論の意味

政府の憲法解釈を変えようと言うのですが、政府の法解釈を変えられないことはないでしょう。我々は政府の法解釈がおかしいと批判することがよくある。批判するということは、変えられるということを前提にしているわけです。判例だって、変えられることがあるわけで、法解釈を変えられないことはありません。ですが、そう簡単にちょくちょく変えたのでは法的安定性が害される。皆が困ってしまうから、法的解釈の変更は慎重でなければならない。憲法の中でも特に9条関係は解釈の検討については慎重でなければならない。答弁の積み重ねがあるからです。そして9条解釈の中でも更に集団的自衛権を行使できるように変えるという部分はなかなか変更できない、法的な理屈としてはほとんど不可能だと思います。

話が前後になってしまったと思いますが、今まで政府は集団的自衛権を行使しないと解釈してきたと話しましたが、なぜ政府はそのように議論してきたのでしょうか。政府の議論の一番基礎には9条があります。9条をまるっきり無視しているわけではないのです。一方に9条があって、9条だけ見ればすべての戦争や軍隊を禁止しているように見えることは認める。そして他方で国家固有の自衛権というのはあるだろうと言います。この議論はいいかどうかは問題ですが、政府はそういうふうに議論します。そうするとその間にあって、日本が持てる自衛のための力は必要最小限でなければいけない。こう

いうふうに大枠として考えるわけです。その必要最小限の力って何だというときに具体 的に政府が議論してきた基本的な枠組みが自衛力という概念です。自衛力というのは自 衛のための必要最小限度の実力、それは憲法で持つことが禁止されていない。この理屈 が正しいか問題ですが、そう言って自衛隊が必要最小限の実力であるから合憲だと説明 してきた。そこで自衛のための力は必要最小限でなければいけない。そのとき、簡単に言 ってしまえば個別的自衛権は認められているけれども、集団的自衛権は認められないと 線引きをした。必要最小限の力をこのように具体的に線引きをしました。この線引きが 法的な論理として絶対的なものかどうか議論の余地があるかもしれませんが、もっとも 分かりやすい線引きでしょう。自分が攻められていないときまで戦争をするというのは 必要最小限とは言えないだろうと。自分が攻められたときに、反撃するというのが必要 最小限度だろうという線引きをした。戦後の日本の統治体制、安保体制のあり方と関わ って、大きな戦後の日本の枠組みとからみあいながら作られました。それに対して安保 法制懇のような人達は、自衛の力として個別的自衛権はいいけれど集団的自衛権はだめ だという線引きは絶対的ではないのではないか。自衛のための力と言うところに必要最 小限度の集団的自衛権も入るのではないか。こういう憲法解釈はありうるのではないか。 そういうふうに言います。集団的自衛権は憲法9条の中で一番認められにくいものです ね。そこまで認めてしまうと、認められないのは侵略戦争だけです。侵略戦争をしてはい けないことは、国際法上も明らかになっていることです。憲法9条があろうとなかろう と、日本は侵略戦争はできない。そうすると集団的自衛権が行使できるようにして、9条 で禁止しているのは侵略戦争だけだというのは、何も言ってないのと同じです。国際法 で確認しただけですから、実質は9条削除ですね。明治憲法だって侵略戦争をいいとい うことに、憲法の考え方としてなっていたわけではありません。1928年の不戦条約に 戦前の日本も加盟していましたから、侵略戦争はしてはいけないことになっている。侵 略戦争は禁止されていると日本国憲法を解釈することは明治憲法と日本国憲法は、何の 変わりもないということになります。そして明治憲法では宣戦布告の手続きや、軍隊の 指揮権の根拠となる規定があったけれども、日本国憲法には何もない。そういうことに なると明治憲法から日本国憲法に変わったところは、明治憲法にあった根拠規定を日本 国憲法から外しただけということになる。全面的に集団的自衛権が行使できるという理 屈は、法的には不可能ということになると私は思います。現在の政府の解釈で自衛力は いいのだという部分にも、軍事力に関する根拠がないまま憲法上軍事力を持つというこ とはおかしくないかという根本的な問題があります。現在の政府の解釈では、自衛力論 に基づいて自衛力を超えるものがだめだとして9条は法的にはあるという形にしてい ますから、まだ成り立ちます。それに対して集団的自衛権を全面的に憲法上可能だとす る場合には、9条は法的には何も言ってないと解釈してしまいますので、これは9条の 変更の中でも法的にもほとんど不可能だということになります。

3。必要最小限度の集団的自衛権

今までの基本的な議論は憲法解釈としては集団的自衛権を全面的に行使できるようにしよう、しかし法律などによって必要最小限度の集団的自衛権しか行使しないとこういうことでした。ところが現在の状況を見ますと、憲法解釈としては必要最小限度の集団的自衛権は認められるというふうに、部分解禁を考えようという議論が出始めている。例えば安保法制懇の北岡伸一座長代理の発言は微妙ですが、その種の議論を出し始めている。そして自民党の中にもそういう議論があることが、伝えられ始めています。そうすると憲法解釈として必要最小限度の集団的自衛権は認められるという議論が本格的に出てくる可能性はあると考えなければならない状況にある。従来の解釈では集団的自衛権は全部だめ、そして安保法制懇などがもともと目指していたのは、集団的自衛権は全部解釈としてはいいとこういう話が出てきているその中で、必要最小限度の集団的自衛権は憲法上行使できるけれども、それを超えるものは行使できないというところが結局おとしどころではないか。こういう観察が出てきています。

先にふれたことですが、集団的自衛権を全面的に行使可能だと解釈すると、それは国 際法に規定していることを再確認しただけ、あるいは明治憲法と何も変わらない。9条 は何も言ってないと解釈することになる。9条の削除ではないか。96条の手続きを経 なければできないはずだと こういった批判がでてくることになる。そういうことを考 えると、最小限度の集団的自衛権は行使できる、必要最小限度を超える集団的自衛権は、 たとえば地球の裏側でアメリカと一緒に戦争するということはできない。こういうふう に解釈すれば、9条は何らかの意味を持った条文として残っています。そうしますと、憲 法のあり方にそれなりの説明がつくことになる。こういうことですが、私は基本的に疑 問を感じています。もし必要最小限度の集団的自衛権は憲法上可能だと解釈を変えたと して、当然国民から出てくる質問は「もう変えませんか」、「その解釈をもう変えないと約 束しますか」とこういう質問が出てくる。これ答えるのに難しいですね。また変えるかも しれないと言ったのでは、信用がなくなりますし、もう変えませんという理屈も余り成 り立ちにくい。それからもうひとつの問題は、集団的自衛権を憲法上全面的に行使する と言った場合には、一般論としてそんなに抵抗なく国際社会で受け入れられる可能性が あります。ですけれども必要最小限度の集団的自衛権は個別的自衛権に接近している集 団的自衛権、周辺事態における集団的自衛権だけと言えば、中国から見て中国を目標と した議論だと意識されると思う。それはアメリカがやめてほしい議論になりますので、 できないのではないかと私は思います。ところが、更に考えますと「もう変えませんか」 という問題については、もう変えないという覚悟をして、必要最小限度の集団的自衛権 は憲法上可能だと解釈する。これはもう変えないとなれば、次は明文改憲です。次は明文 改憲だと覚悟すれば答えられるかも知れないと思います。それから中国を刺激するので はないかという問題について言えば必要最小限度の集団的自衛権という考え方は、従来 は周辺事態における集団的自衛権行使と実際上つながって議論されてきました。しかし 抽象的に集団的自衛権は必要最小限度であれば行使できると解釈し、その時に周辺事態 とは言わないことも考えられます。周辺事態となれば、日本の周辺におけるという概念が入ってきますから、地理的な概念でもあります。日本の周辺における中国や朝鮮半島という内容がはっきりしますから、その部分は言わない。抽象的な必要最小限度の集団的自衛権ということと周辺事態を切り離して言えばそこの所への対応が、あるいは可能かも知れない。かなりいろいろ考えているという感じを受けます。

終わりに

個別的自衛権は理屈としてはあっても、実際にはほとんど行使できないですね。武力 行使を実際にするのは集団的自衛権です。戦後日本はベトナム戦争などで戦争の手伝い をしましたが、自衛隊が実際武力行使を行うことはなかった。それについてはいろいろ な政治状況などの問題はありますが、政府の憲法解釈のもとでは集団的自衛権は行使で きないとなっていたことが決定的な意義を持っていたでしょう。もしそれがなかったら、 ベトナム戦争にもイラク戦争にも自衛隊が参戦してきたはずです。そういうことを考え ると逆に集団的自衛権を行使できるようにしようということは、いわゆる「戦争のでき る国」に日本を変えることになる。もしこれが実現していくとすれば、戦後の日本の歴史 にとって大きな画期になるでしょう。しかしいろいろな力関係で複雑な状態になってい る。安倍さんがいくら張り切っても、安倍さんが言っている通りにはならない。いろいろ な矛盾に満ちて、こちらを立てればあちらが立たず、あちらを立てればこちらが立たず という状況があります。安倍さんの積極的平和主義という言葉は、簡単に言えばアメリ カに頭を下げていればアジアで頭を下げなくてすむという従来のやり方を更に進めま しょうということだから、全然積極的だと思えない。それで逆にどう考えるかというこ とですが、政府の憲法解釈は一面自衛隊を正当化するという役割を持ってきましたが、 半面歯止めになってきた。この歯止めのもっとも中心的部分は、集団的自衛権は行使で きないと言うことであった。なぜそんな解釈ができたのかというと9条があればこそで す。それから9条の下で戦争をしてはいけないという解釈があった。さらに憲法と平和 と結びつけた運動が行われてきたという事情もある。運動の力が大きな規制力になって いる。政府の解釈はけしからんとばかり言うのではなく、もち論けしからん部分がいっ ぱいあるけれども、その中で集団的自衛権は行使できないということは、もっと一般的 な言い方をすると軍事同盟はやめましょうと言っていることになるわけですね。そうす ると世界のいろんな国々で、もう軍事同盟の時代ではないのではないかと言っている。 そういう世界の運動と日本の政府解釈をも手掛かりとした平和主義論は一定の可能性 がある。軍事同盟はやめていこうということが積極的平和主義ではないだろうか、これ を述べたいと思います。ご清聴ありがとうございます。